

竹 原 市 議 会	
第 別 紙 4	
- 86 - 3	
送達期限	月
記録番号	送達印

議 長	副 議 長	局 長	係 長	局 員
高重	山本			

午前

9 時 33 分 受領

午後

令和 8 年 6 月 8 日

竹原市議会議長 高重 洋介 様

竹原市議会議員

松本進 

発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

発 言 の 種 類	<u>一般質問</u> ・ 緊急質問 ・ 質 疑 ・ 討 論
答 弁 を 求 め る 者	市 長 教育長
発 言 の 要 旨 (討論の場合は反対・賛成の別)	
(1) 河川等の水源汚染から、市民の命を守る市政について	

(1) 河川等の水源汚染から、市民の命を守る市政について

① 私は、2026年2月市議会の一般質問で、田万里川の有機フッ素化合物など汚染源の特定やその汚染源を除去する 抜本的な水源保全対策を求めました。

市長の答弁は、「広島県は、現在のところ、PFOS等の使用履歴がある事業場は確認できていません。」とか、「汚染源の除去など水源保全対策は、国が科学的知見の集積・検討をすすめており、本市はこの動向を注視し、県・東広島市と連携し適切に対応します」と答弁でした。

そこで市長に質問します。

①-Q1、 水源の汚染源を特定して汚染源を除去することは、市民の健康と命を守る竹原市の第一義的な責務です。竹原市は、田万里川の有機フッ素化合物等汚染源を特定をするために、上流汚染域の水質検査は実施していますか。その結果はどのような数値ですか。また、水源汚染を特定するために、旧上三永産廃場埋立地である東広島市や広島県との協議はされましたか。その協議の結果についても伺います。

①-Q2、 私は、竹原市の水源を守るために「竹原市水道水源保護条例(仮称)」を早急につくることを強く求めてきました。

市長は、住民の署名や市長の選挙公約を踏まえて「可能な限り速やかに水源の保護条例制定をめざし、具体的な取組をすすめます」との答弁です。竹原市水源保護条例の制定は、どの様に取組まれていますか、条例制定の時期・見通しや主な内容等を伺います。

私は、産廃場などの水源汚染規制型の条例が不可欠と考えます。市長の明確な答弁を求めます。

①-Q3、 私は、JAB産廃事業者が、産廃物を埋立する時に「産業廃棄物の展開検査を実行していない」実態を一般質問で明確に指摘しました。

市長は「広島県は展開検査を実施しないなど法令違反に該当する不適切な処理が判明した場合には、廃棄物処理法で厳正に対処する」との答弁でした。

先日(=5月22日)、テレビ放送された本郷産廃場では、展開検査をしないで産業廃棄物が投棄・埋立されていました。

①-Q3、 竹原市は広島県と協議して、JAB業者が展開検査しないで違法に産業廃棄物を処理している実態の確認をしていますか。その後の取組の経緯や県の対応はどの様にされたのか。

市長の明確な答弁を求めます。

② 大仙地区県有地の利活用について

2026年4月28日付け・市民福祉部地域づくり課の資料によると、大仙地区県有地の利活用を図るため、広島県が事業提案を募集する。対象地は、東広島市河内町入野、約232㌖、地目は山林・原野・雑種地ほかで、9月中旬までに提案募集の受付、10月中旬には事業予定者を決定するスケジュールとなっています。

市長は、「周辺の地形及び地盤の勾配を考慮した場合、当該地からの排水は自然流下により

本市の^{かずらこ}子川へと流れ込むが予想される。そのため、市長は広島県に要望を行った」としています。

要望は、(1) 環境配慮型企業の優先、(2) 一定期間の転売・転用の禁止(買い戻し特約の付与)、(3) 事業者による市民を対象とした説明会の開催、(4) 事業者によるモニタリングの実地等の4項目です。さらに今後、広島県知事に対して要望書を提出することを検討中とありました。

そこで市長に質問します。

②-Q1、大仏地区県有地の利活用について、市長が県知事に要望を出すきっかけ・動機はどこにありますか。この土地を数年後には、産廃事業者が購入・取得する情報を入手されたからですか。

②-Q2、市長は県知事に4項目の要望(又は要望書)を提出後、広島県知事の回答・対応はどの様になりますか。4項目の要望ごとの説明を求めます。

私も、この県有地を転売等で最終的には、産廃事業者が購入・取得するのではないかと、う話をうかがいました。

本郷産廃場では、産業廃棄物を埋立開始直後に下流域の日名内川の排水には、鼻をつく臭いにおいや泡が排水に含まれていました。

当初のJAB産廃業者の住民説明会では、安定型産廃場には、がれきや^{コンクリート}など廃棄物は、風雨にさらされても変質・悪化しないから、排水は汚染しませんということでした。

しかし、本郷産廃場における、日名内川の下流域住民は、飲料水や農業用水が使用できないと、生活が脅かされています。「元のきれいな水を返せ」と粘り強く運動・裁判に取り組んでいます。

この様にJAB事業者による産業廃棄物の埋立処理の現状は、産廃法にも触れる違法な状態です。

②-Q3、田万里川・河川の上流域に産業廃棄物処分場などの水源汚染源が放置されると、下流域の生活水・農業用水は使用不可能となります。住民の健康と命を守るために、早急に広島県・東広島市と協議して産廃場埋立物の除去・撤去の具体的な作業に取り組むことが必要と考えます。

この私の提案に市長はどの様に対応されますか、明確な答弁を求めます。